

国の有形文化財に登録された文化財の概要

きゅうたまの い りよかん
旧玉乃井旅館

1. 種 別 : 登録有形文化財（建造物）
2. 登録年月日 : 令和 7（2025）年 3 月 13 日
3. 所 在 地 : 福岡県福津市津屋崎四丁目 1 0 2 3 番 1
4. 構造形式 : 木造二階建
5. 建築年代等 : 明治 42（1909）年建築/
昭和 9（1934）年頃・同 37（1962）年増築、令和 3（2021）年改修
6. 評価基準 : 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
7. 概 要 :

旧玉乃井旅館は中世以来の港湾集落である津屋崎地区に所在する旧旅館である。海浜部に接する建造物所在地一画は明治期以降に商家や料亭・旅館が建てられるようになり、主に筑豊の炭鉱地帯からの海水浴客で賑わった。

建造物の正確な建築年代は不詳であるが、登記年である 1909（明治 42）年をもって建築年代と推定している。建造物は近接して所在した第一島屋旅館の経営者によって取得され、増改築した上で 1934（昭和 9）年に第二島屋旅館として開業した。この時に現在の建物の姿が完成した。その後、獣医師で津屋崎町議会議員を務めた安部正弘が 1946（昭和 21）年に第二島屋旅館を購入して玉乃井旅館を開業した。1962（昭和 37）年には西隣にあった旧明治炭鉱保養所「一乃荘」を購入し、廊下でつなげて別館とし、本館海側には大浴場や舟の家を増築し、室内の改装も行った。

建造物は木造二階建ての北棟・南棟を主体部に、中廊下を通して主体部をつなぎ室内を一体化する。北棟正面には南端に角座敷と入母屋造玄関を張り出し、南棟には約 2.6m 幅の庇をかけ広縁とする。1 階には家人・女中の居室兼管理室と炊事場・帳場等のバックヤード、南棟西側に 10 畳 2 室の続き座敷の客室を配す。2 階北棟に 8 畳 2 室の続き座敷、西側・東側の隅にそれぞれ 10 畳、12 畳の角座敷を配す。特に 12 畳の西側角座敷は当旅館で一番格の高い客室である。南棟には、10 畳 2 室の続き座敷の大広間、8 畳、6 畳の客室を設ける。南棟のいずれの客室も津屋崎海岸側に広縁を設けており、玄界灘への眺望を意識した大広間は当旅館一番の見所である。座敷は、床・床脇・平書院を一行に並べた独特の床構えである。外観は敷地北東隅にあたる 1 号室の装飾性が高く、屋根を入母屋造りにして玄関の屋根と相乗させ、通りに面する 2 面に高欄を巡らし、上部に香図模様格子を入れたガラス戸を入れる。

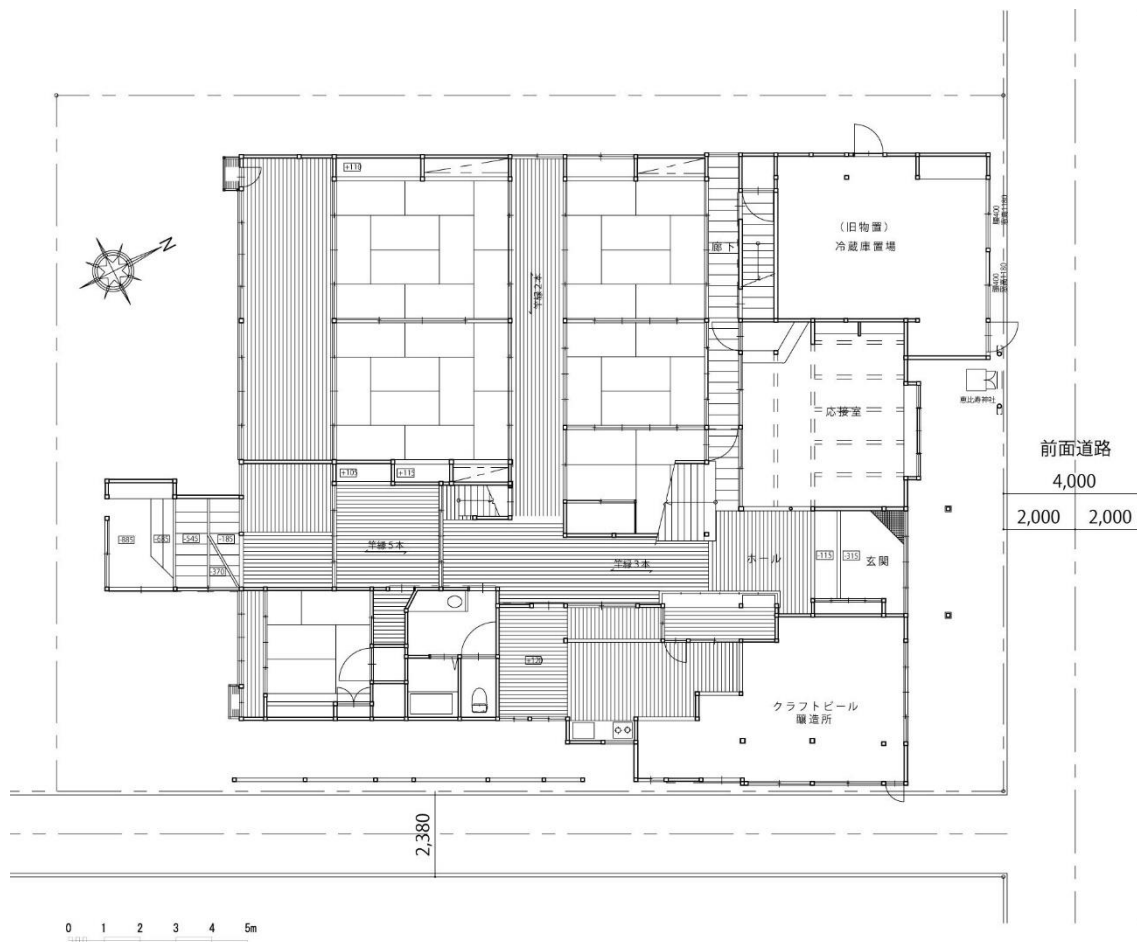
旧玉乃井旅館は、戦前に海水浴客で賑わい、木造旅館が立ち並んだ津屋崎海水浴場の景観を現在に伝える貴重な存在であり、津屋崎の歴史を語る上で欠かせない存在である。



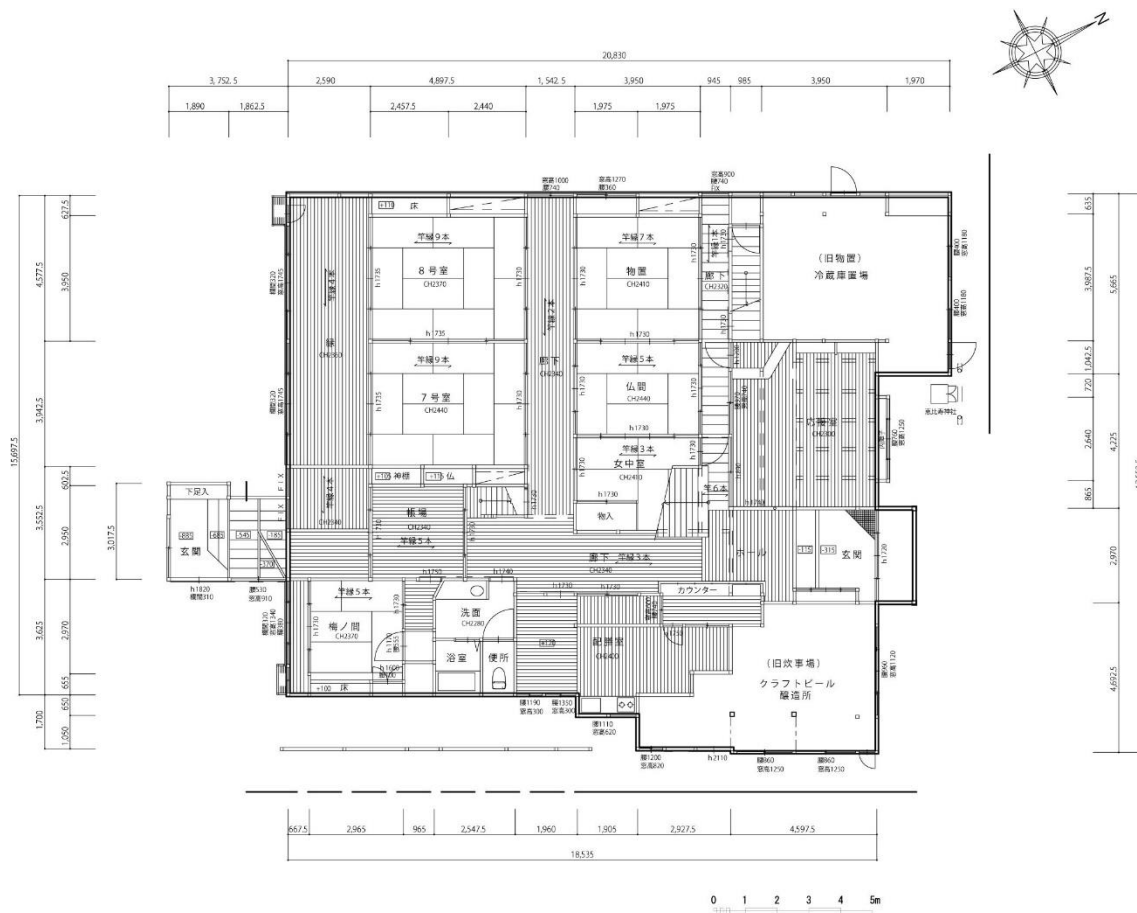
第1図 旧玉乃井旅館位置図その1



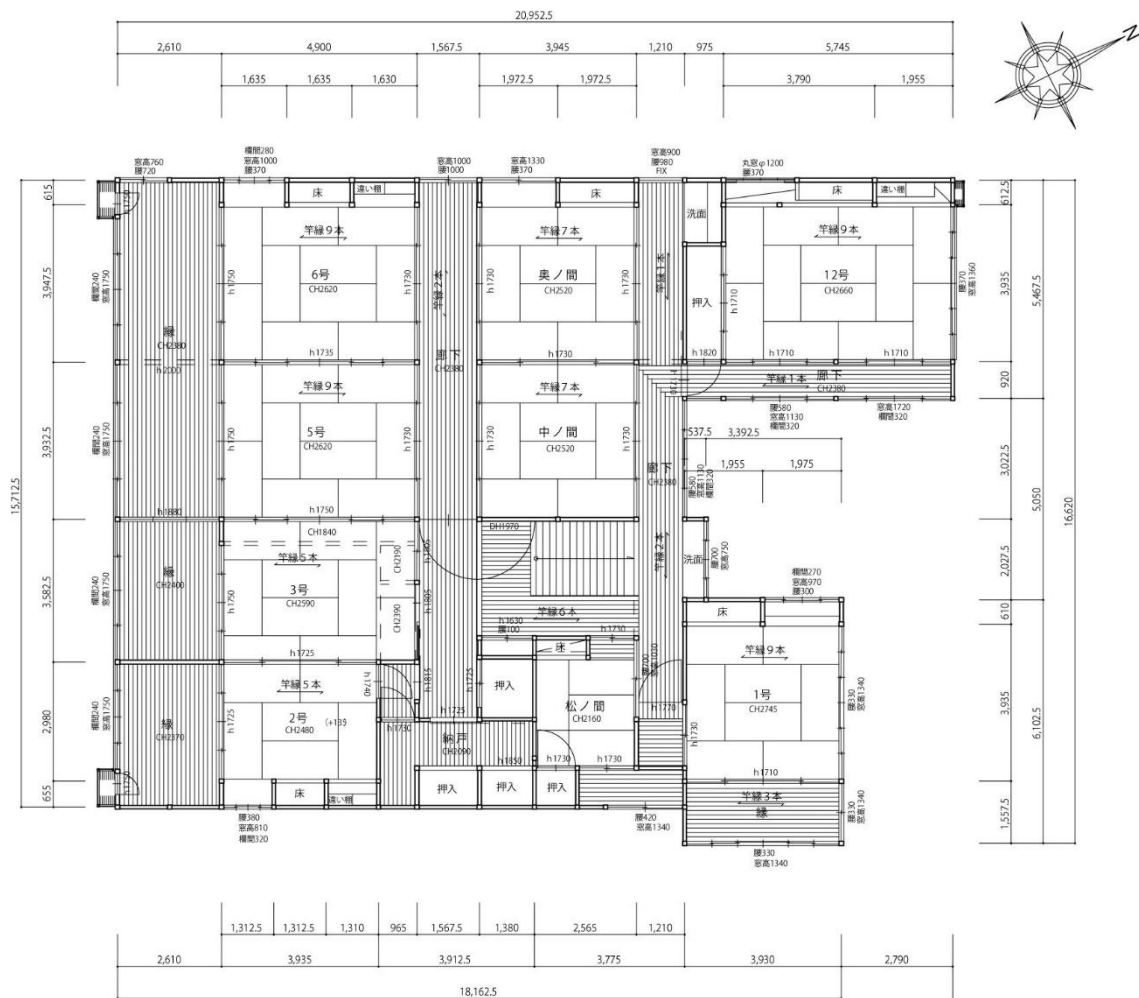
第2図 旧玉乃井旅館位置図その2



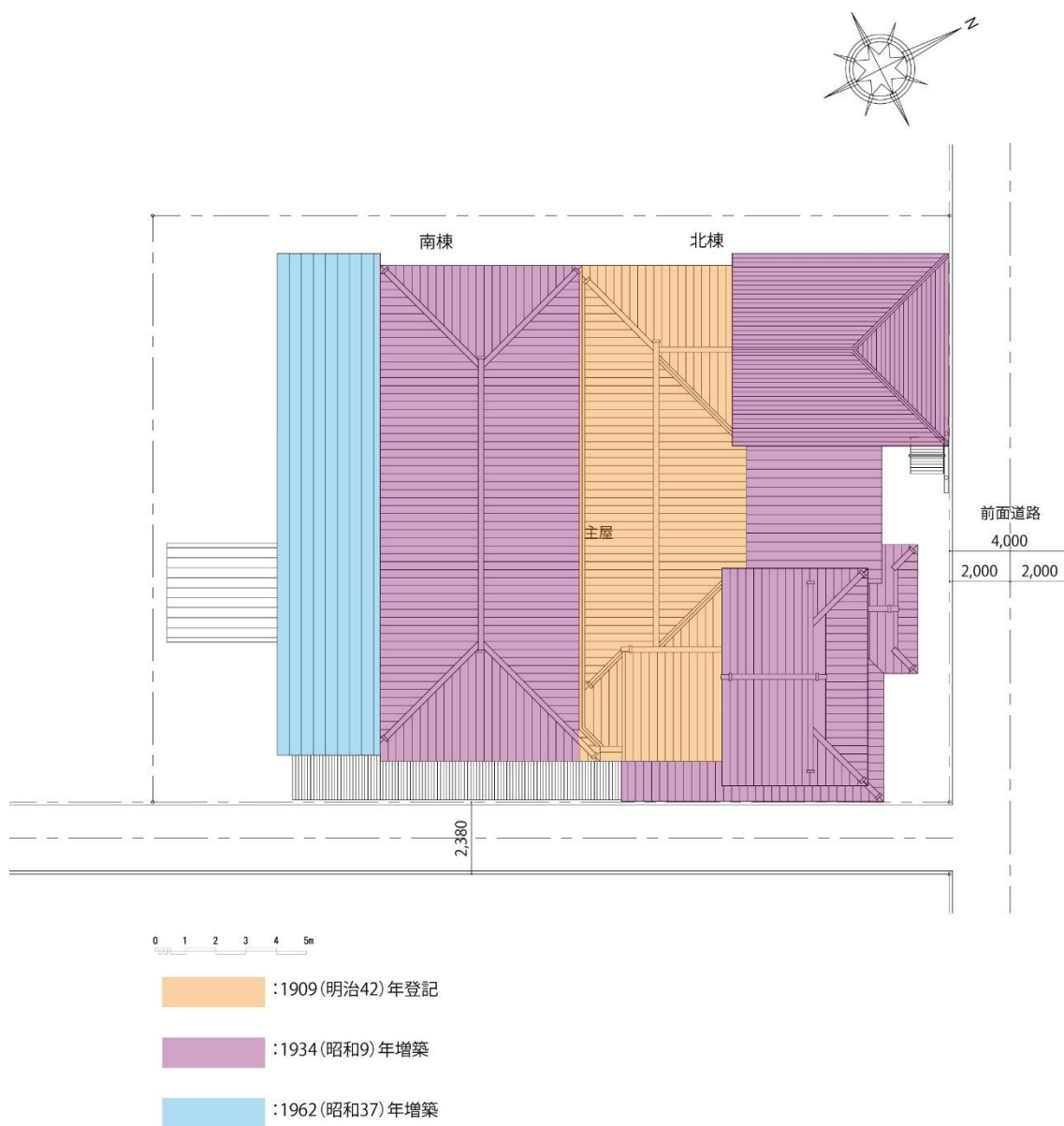
第3図 旧玉乃井旅館配置図



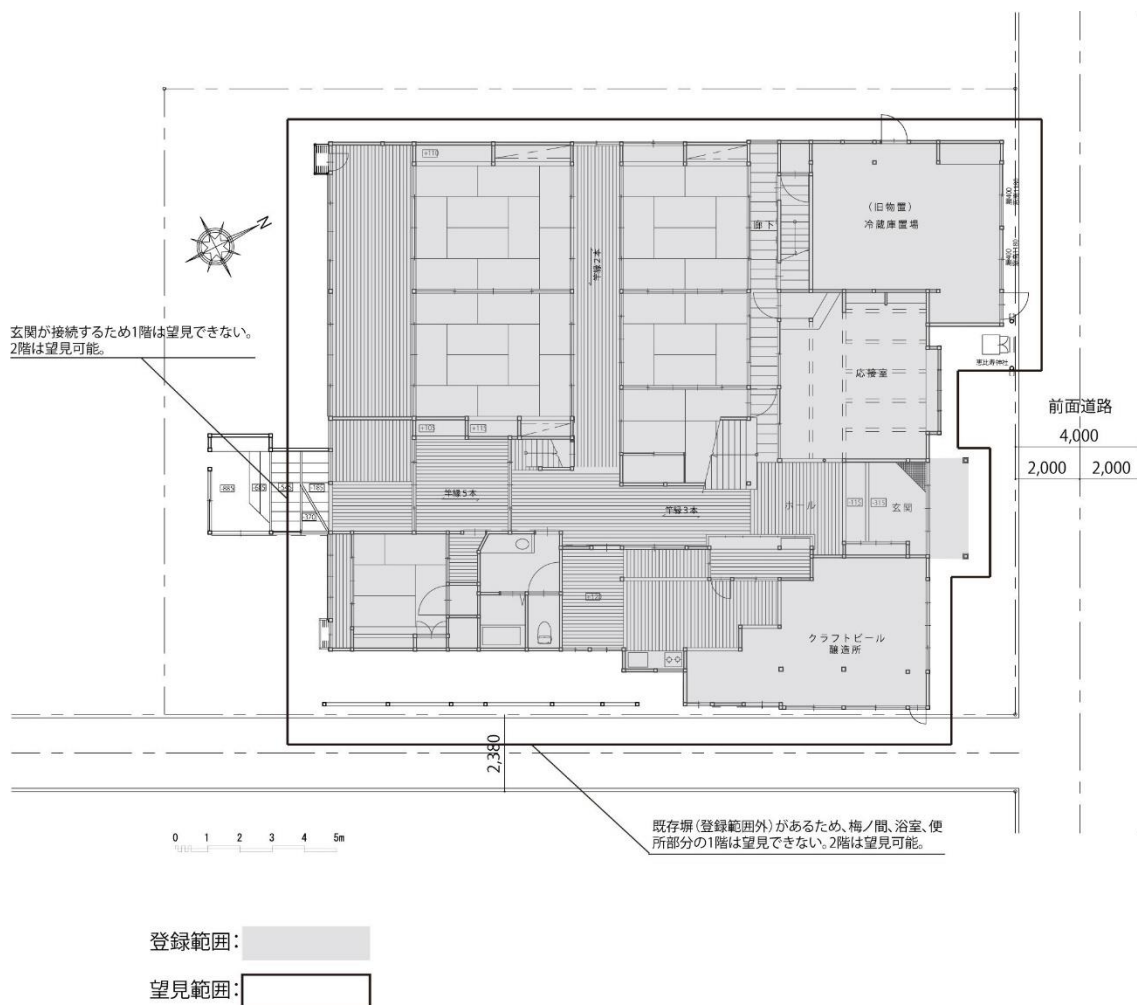
第4図 1階平面図



第 5 図 2 階平面図



第 6 図 増築等範囲図図（屋根伏図）



第7図 望見範囲図



正面外観（北東から）



1 階応接室



2 階 6 号室書院

■福津市の指定・登録・選択文化財（今回答申含む）

種別		指定文化財			登録文化財	選択文化財	合計
		国（件）	県（件）	市（件）	国（件）	市（件）	（件）
有形文化財	建造物	1			3		4
	絵画						0
	彫刻		1	2			3
	工芸品		1				1
	書籍・典籍・古文書						0
	考古資料	1	1	3			5
有形民俗文化財			3	2			5
無形民俗文化財				1		1	2
史跡		1		4			5
天然記念物			2	1			3
合計		3	8	13	3	1	28

■福津市の国指定文化財建造物

豊村酒造旧醸造場施設

（令和 6 年 1 月 19 日指定）

■福津市の国登録有形文化財（建造物）

旧上妻家住宅（津屋崎千軒民俗館藍の家）主屋

（平成 19 年 12 月 5 日登録）

旧上妻家住宅（津屋崎千軒民俗館藍の家）井戸屋形

（平成 19 年 12 月 5 日登録）

旧玉乃井旅館

（令和 7 年 3 月 13 日登録）